

平成25年度

教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価
報告書

(平成24年度事業対象)

平成26年2月

台東区教育委員会

目 次

1	趣 旨	1
2	点検及び評価とは	2
3	点検及び評価の構成	2
4	「学びのまち台東区 アクションプラン」の位置づけ	4
5	教育施策評価の方法	5
6	教育施策評価の結果	7
	・人権尊重の意識・態度の育成	8
	・情操教育の充実	14
7	学識経験者による意見	20
8	教育委員会の活動状況	28

1 趣 旨

台東区教育委員会では、教育を取り巻く現状をしっかりと把握し、「教育目標及び基本方針」にて今後の教育の方向を掲げています。さらに、教育目標達成の具体的な取組みを「学びのまち台東区 アクションプラン」として策定し、施策を着実に進めるとともに、地域の力を活かした教育力の向上により「学びのまち台東区」の実現に努めております。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を図るものとされています。

台東区教育委員会では、平成20年度から主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を毎年実施することとし、ここに平成25年度の点検及び評価の実施結果を報告書にまとめました。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

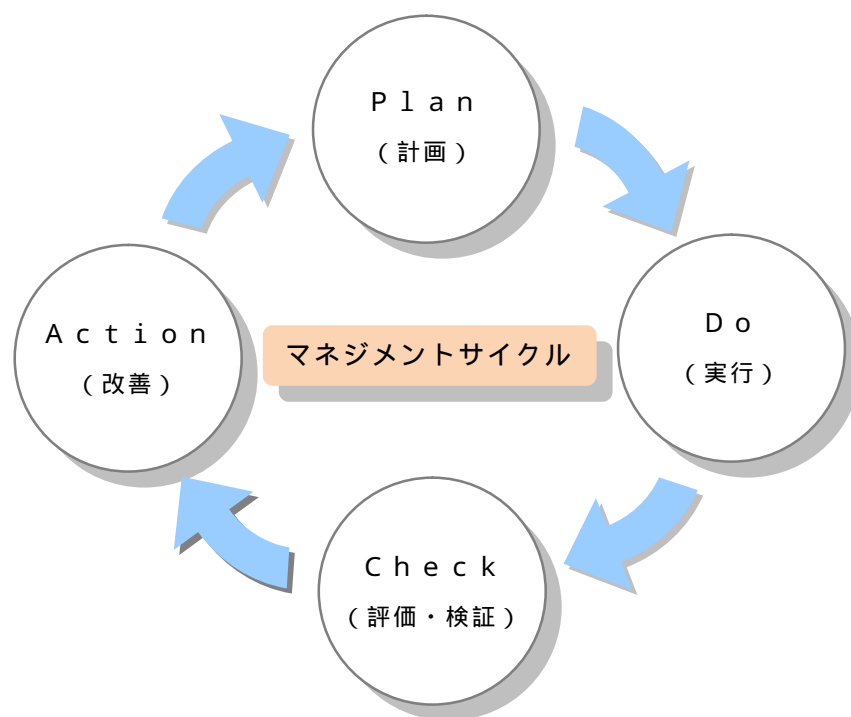
第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価とは

これまでも施策や事務事業を「計画（Plan）」するときには、必要な検討を行い、「実施（Do）」してきましたが、時代を取り巻く環境が大きく変化し、区民ニーズも多様化・複雑化する中、既存の施策や事務事業の効果が現時点でも十分に現れているか、費用対効果の面で予算は有効に活かされているかなどを、客観的に「評価・検証（Check）」を行うとともに、着実に「改善（Action）」を図っていく必要があります。

点検及び評価は、Plan - Do - Check - Action というマネジメントサイクルの Check - Action に相当するもので、実施した施策や事務事業を客観的に評価し、その結果を次年度に活かしていく手段となります。このことにより明らかになった課題を、迅速に次年度以降の事務事業等に反映させることで、より合理的・効果的な教育行政の運営を果たしていくこととなります。



3 点検及び評価の構成

(1) 実施方法

台東区においては、今年度、教育委員会の事務も含めた個々の事業を対象に行う事務事業評価と台東区長期総合計画の施策を対象として行う施策評価等からなる行政評価（ ）を実施しています。

平成25年度の「教育に関する事務及び執行の状況の点検及び評価」については、客観性を確保するために、台東区が実施した行政評価を活用するとともに、教育目標達成の具体的な取組みを示している「学びのまち台東区アクションプラン」に基づき点検及び評価を実施しました。

行政評価とは、社会情勢やニーズの変化に対応した弾力的な区政運営をめざすため、人材や予算といった経営資源が有効に活用されるように、政策や施策、事務事業を定期的に検討する仕組みです。

(2) 点検及び評価の対象

「学びのまち台東区 アクションプラン」で示している8つの体系の中から2つの体系を選択して、平成24年度に取り組んだ施策及び事務事業について、点検及び評価を行ないました。

人権尊重の意識・態度の育成

情操教育の充実

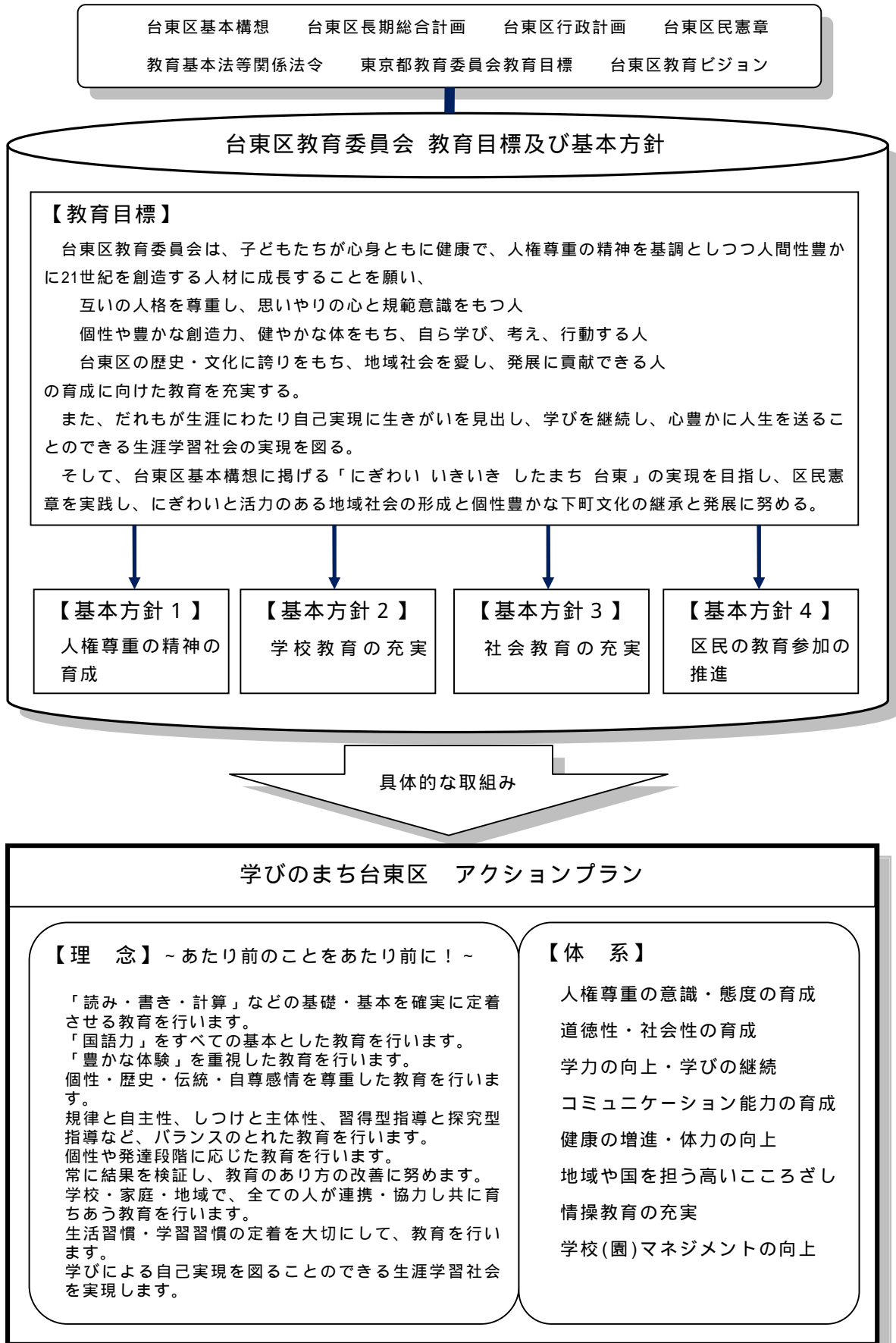
(3) 学識経験を有する者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方のご意見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。

学識経験者

氏名	所属等
辰野 千壽	筑波大学名誉教授
浦井 正明	寛永寺長藹
有村 久春	帝京科学大学教授
小松 郁夫	常葉大学教職大学院教授

4 「学びのまち台東区 アクションプラン」の位置づけ



5 教育施策評価の方法

(1) 教育施策評価シート

台東区教育委員会が実施している施策を定期的に客観的な基準で採点し、評価するために、教育施策評価シートを用いて実施しています。それぞれの施策について、実績の推移、費用対効果、組織・人員の3つの視点と総合評価から、課題等を抽出し、事務事業評価とも関連づけながら改善の方向性をまとめました。

(2) 教育施策評価シートの構成

施策名

アクションプランで掲げている体系（8つの柱）の施策名を記載していません。

現状と課題

施策（柱）における現状と課題について、平成24年度末時点で記載しています。

基本的な考え方と施策の方向

施策（柱）の基本的な考え方と具体的な取組みについて、アクションプランを参考に記載しています。

施策の執行状況

施策（柱）の執行状況（進捗度）について、簡潔に記載しています。

〔分類〕

- ・施策（柱）の中で、構成する主要な施策事業を記載しています。

〔事業名〕

- ・分類中、指標を設定している主な事務事業を記載しています。

〔指標〕

- ・事業の実施による効果が客観的に数値等で測定できるよう項目を設定し記載しています。

〔事業実績〕

- ・指標に対して、各年度の実績を記載しています。

事務事業評価の結果

〔事業名称〕

- ・施策（柱）に係るものの中で、台東区で実施した事務事業評価の内容を記載しています。

〔必要性〕

区民ニーズの変化や官民の役割分担という視点から評価

- 4：ニーズは増加している。
- 3：ニーズには大きな変化はない。
- 2：ニーズはやや減少傾向にある。
- 1：ニーズは大幅に減少している。

〔効率性〕

人的・物的資源の有効活用という視点から評価

- 4：コストや効率性は改善している。
- 3：コストや効率性に大きな変化はない。
- 2：コストや効率性に一部改善の余地がある。
- 1：コストや効率性に抜本的改善を要する。

〔手段の適切性〕

現時点における手段が適切であるかどうかという視点から評価

- 4：手段は適切である。
- 3：検討事項はあるが、手段はおおむね適切である。
- 2：手段は一部見直しが必要である。
- 1：手段は抜本的見直しが必要である。

〔目的達成度〕

事業目的の達成に向けて、事業が良好に進捗しているかどうかという視点から評価

- 4：成果指標の目標は達成されている。
- 3：成果指標の目標はおおむね達成されている。
- 2：成果指標の目標は一部未達成である。
- 1：成果指標の目標を大きく下回っている。

〔今後の方向性〕

上記4つの視点を踏まえ、今後の事業展開を5種類で評価

「拡大」、「改善」、「維持」、「縮小」、「廃止・終了」

〔24年度決算額〕

- ・24年度決算額を記載しています。

〔24年度事務事業コスト〕

- ・24年度事務事業コスト(平成25年9月「財政の現況」)より記載しています。

執行状況の評価

施策(柱)の平成24年度の実績や現在の状況を踏まえて、実績、効率性やコスト、組織・人員の各視点から、評価を行ない、施策の円滑な実施のために必要な課題等を記載しています。

総合評価

「執行状況の評価」での各視点からの評価を踏まえて、アクションプランの実施状況の評価について総合的に記載しています。

今後の方向性

執行状況の検証、総合評価を踏まえ、教育委員会として取るべき今後の対応及び改善策を記載しています。

(3) 主な事業の取組み

教育施策評価シートにまとめた施策のうち、主な事業の取組みについて、現状や課題、今後の取組み等を具体的に施策評価の後にまとめました。教育施策評価シートに加え、施策の中心となる個別事業の評価として掲載しました。

6 教育施策評価の結果

「学びのまち台東区 アクションプラン」の体系にある8つの柱（施策）から選択しました「人権尊重の意識・態度の育成」及び「情操教育の充実」の2つの施策評価（シート）の結果につきましては、次（頁以降）のとおりです。

平成25年度 教育施策評価シート

施 策 名	人権尊重の意識・態度の育成				
1. 現状と課題 (平成24年度末)					
<p>【現状】</p> <p>学びのまち台東区アクションプランに掲げている「全ての区民が、同和問題をはじめとした人権問題を正しく理解し、互いにかげがえのない人間として尊重・信頼し合う社会を実現するために人権教育を推進する」の考え方のもと、人権教育の推進、人権問題に対する啓発、特別支援教育の推進、国際理解教育の推進、教育相談の充実、障害者や外国人に対する図書サービスの充実などの取組みを進めている。</p> <p>学校教育においては、子どもたちに生命の尊さと自他の生命を尊重する指導を行うため、各種研修会を通して教員の人権尊重意識の向上を図っている。</p> <p>また、障害のある又はその心配のある幼児・児童・生徒が、個々のニーズに応じた適切な教育が受けられるよう支援するため、就学(園)・転学相談・通級相談を通じて指導・助言を行うとともに、障害のある子どもたちに対する理解や啓発活動を推進する。</p> <p>教育相談の充実では、子どもの不登校やいじめ、こころの問題や保護者のしつけ等の相談に対応するため、子どもに関する教育相談(来所相談、電話相談)を実施し、問題解決のための助言等を行うことにより、幼児・児童・生徒の健全育成に寄与している。</p>					
<p>【課題】</p> <p>同和問題等の人権問題の課題にかかわる差別意識の解消を図るためには、教育の果たす役割は極めて大きいと認識することが重要である。そのため、多様な方法で教員の人権感覚の育成を図っていくとともに、人権尊重の理念に基いた、人権教育を実施する必要がある、計画的・継続的な取組みが求められる。</p> <p>学校教育における人権教育をさらに推進するためには、教員の人権教育に関する知識や意識をより一層高め、人権尊重の意識をもってすべての教育活動にあたることが重要である。そして、人権尊重教育推進校を中心に人権教育を推進するとともに、その成果を全校に広げて人権教育のための様々な取組みが積極的に行われることが必要である。</p>					
2. 基本的な考え方と施策の方向 (アクションプランの「基本的な考え方」等)					
<p>(学校教育)</p> <p>全教育活動を通して人権教育を推進する。</p> <p>(家庭・地域)</p> <p>様々な人権課題について正しい理解をもてるよう啓発する。</p> <p>(社会教育)</p> <p>区民の方々の人権感覚の向上のため、啓発活動を推進する。</p>					
3. 施策の執行状況 (アクションプランで設定されている事業実績等)					
分 類	事 業 名	指 標	事 業 実 績		
			22 年 度	23 年 度	24 年 度
人権教育の推進	人権尊重教育推進校	研修会開催回数 研究発表会参加者数 指定校児童生徒数	18回 117人 2,150人	24回 338人 2,118人	22回 349人 2,085人
人権教育の推進	人権教育研修会(人権教育)	開催回数 参加者数	7回 244名	10回 230名	15回 228名
特別支援教育の推進	特別支援教育の振興(特別支援教育振興)	就学相談委員会等数 就学相談委員会等開催回数	9委員会 71回	8委員会 77回	8委員会 67回
国際理解教育の推進	中学校への外国人指導助手の派遣 (英語教育の充実(中学校))	外国人指導助手の派遣 対象生徒数	473日 2,331人	447日 2,322人	466日 2,343人
国際理解教育の推進	小学校英語活動(小学校英語活動の推進)	講師派遣日数 対象児童数	1,252日 6,403人	1,213日 6,382人	1,258日 6,256人
国際理解教育の推進	国際理解重点教育(中学生の海外派遣)	派遣生徒 派遣教諭 派遣希望生徒数	17人 5人 87人	17人 5人 83人	17人 5人 81人
教育相談の充実	教育相談(来所相談・電話相談)	開館日数 相談件数 来所相談延回数(累計)	243日 321件 2,639回	263日 328件 2,672回	267日 375件 2,454回
教育相談の充実	こころの相談室 (学校精神保健アドバイザー)	年間相談日 相談件数 学校訪問回数(累計)	59日 32件 37回	57日 34件 28回	66日 17件 36回
教育相談の充実	学校教育相談講座	開催回数 申込者人数 延受講者数	12日 218人 545人	6日 206人 288人	6日 276人 418人
教育相談の充実	生活指導相談学級	開設日数 入級児童・生徒数 延通級日数	189日 13人 677日	210日 12人 459日	215日 11人 436日
教育相談の充実	スクールカウンセラーの派遣 (スクールカウンセラー)	1校あたり配置日数 不登校児童の割合 相談件数	72日 0.2人 14,183日	72日 0.3人 13,672日	72日 0.3人 13,555日
障害者や外国人に対する図書サービスの充実	視覚障害者図書サービス	登録者数 収蔵数 貸出タイトル数	39人 1,010タイトル 806タイトル	48人 1,078タイトル 389タイトル	51人 1,218タイトル 628タイトル

4. 事務事業評価の結果 (アクションプランを構成する事業に係る「事務事業評価」の結果)

事業名称	必要性	効率性	手段の適切性	目的達成度	方今向後性の	24年度決算額(千円)	24年度事務事業コスト(千円)	24年度事務事業コスト割合(%)
人権尊重教育推進校	3	3	3	3	維持	2,432	3,098	2.2%
人権教育研修会(人権教育)	3	3	3	1	維持	487	654	0.5%
特別支援教育の振興(特別支援教育振興)	3	3	3	3	維持	8,231	13,230	9.5%
中学校への外国人指導助手の派遣(英語教育の充実(中学校))	3	3	4	4	維持	8,807	8,974	6.4%
小学校英語活動(小学校英語活動の推進)	3	3	4	3	維持	27,873	28,123	20.2%
国際理解重点教育(中学生の海外派遣)	3	3	3	3	維持	8,166	11,499	8.2%
教育相談(来所相談・電話相談)	3	3	3	3	維持	543	4,708	3.4%
こころの相談室(学校精神保健アドバイザー)	3	3	4	2	維持	3,336	4,585	3.3%
学校教育相談講座	3	3	4	4	維持	213	3,129	2.2%
生活指導相談学級	3	3	3	3	維持	18,263	22,011	15.8%
スクールカウンセラーの派遣(スクールカウンセラー)	3	3	4	3	維持	32,429	33,263	23.9%
視覚障害者図書サービス	3	3	3	2	維持	1,098	6,096	4.4%
合 計						111,878	139,370	100%

5. 執行状況の評価

評価の視点	評価	課題等
事務事業の実績は順調に推移しているか。	B A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	中学生の海外派遣は、事前研修を経て現地での相互交流を体験し異文化への理解を深めるとともに、その経験を報告会や各中学校において一般生徒に伝えることで、一般生徒が国際理解に関心を深める契機となっており、事業は順調に推移している。 人権教育研修会については、教員全員の研修会参加を目標値に定めていたが達成することができなかったため、事務事業評価における目的達成度は低い評価となっているが、参加が難しい教員に対しては研修資料を配布するなど教員の人権意識の向上に努めた。
事務事業の効率性やコストに改善の余地はないか。	A A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	特別支援教育振興は「情緒障害等通級指導学級の指導開始・終了判定システム」の実施により、通級相談の効率的な運営が行われ、医師・心理士の専門家を採用し適切な就学先の判断をしている。 こころの相談室は、必要に応じて精神科医が学校園を訪問し、教育現場において専門的な助言・指導を行うことで、学校園での問題解決が図られている。
事務事業の執行体制上(組織・人員)の課題は無いか。	B A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	こころの相談室は、現段階において執行体制上問題ないが、運営に必要な児童精神科医の人数が全国的にも少ないため、今後事業を継続するためには人員を確保し続けることが課題となる。 スクールカウンセラーの派遣については、東京都によるスクールカウンセラーの配置の拡充に伴い、区配置のスクールカウンセラーと両者が有効に連携するための仕組みづくりを行う必要がある。

6. 総合評価 (上記5の ~ に基づいた総合評価)

B	学校教育において、人権感覚をはぐくむための教育をはじめ、特別支援教育、国際理解教育、教育相談などを実施し、児童・生徒への人権教育を全教育活動を通して推進しており、全体としては概ね順調に推移している。
A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	しかしながら、事務事業の実績については「人権教育研修会」、事業の執行体制については「スクールカウンセラーの派遣」など、一部の事業においては課題があるため、今後、課題の解決に向けて努めていく必要がある。

7. 今後の方向性

学校教育における人権教育については、児童・生徒への計画的な人権教育を推進するため、人権尊重教育推進校が行う研修会や教員対象の人権教育研修会への参加を働きかけていく必要がある。今後は、各学校・園の研究内容を共有化し、人権尊重教育の一層の充実を図っていく。

特別支援教育については、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒への適切な教育環境整備を引き続き推し進めるとともに、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づいて、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対する支援体制を整備するため各小・中学校に特別支援教室を設置し、特別支援教室の巡回指導の拠点校を設置していく。

教育相談については、相談員の資質の向上を図るため、研修などを充実させていく。また、困難な問題を抱える幼児・児童・生徒の環境改善について働きかけるとともに、関係機関との迅速かつ密接な連携を図るため、今後、スクールソーシャルワーカーの設置を検討していく。

スクールカウンセラーについては、不登校事案等への対応を強化するため、学校現場での情報交換のほかに、今後、都に所属しているスクールカウンセラーに対して、区が主催している連絡会への参加を促し、それぞれが抱えている事案について意見交換を行う場を設けるなど、区および都に所属しているスクールカウンセラーの連携を強化していく。

中学生の海外派遣については、派遣後に行う報告会において現地での体験報告を行っているが、今後は、生徒自身の「派遣を通じての成長」などについて発表することに重点を置き、より充実したものとなるよう内容の再検討を行っていく。また同時に、中学校進学前から海外体験への興味関心を喚起するため、今後は、報告会への小学生の参加を積極的に促していく。

< 人権尊重の意識・態度の育成の主な事業の取組み >

1 「人権教育」

(1) アクションプランの記載内容

人権尊重教育推進校校長会、人権尊重教育推進校研究担当者会、人権教育研修会、全国同和研究大会、全国研究集会などの研修会や先進地域視察を通して、教員の人権尊重意識の向上を図っていく。あわせて、生命の尊さと自他の生命を尊重する校内での指導が図れるよう、指導する上での知識と内容について、より理解できる研修への取組みを図る。

(2) 取組み状況

・人権尊重教育推進校校長会

台東区の人権教育の推進上の課題について伝達・指導を行い、人権尊重教育推進校の研究と人権教育の推進に向けた協議の場を年3回実施する。

・人権教育担当者会

すべての幼・小・中学校（園）の人権担当者が集まり、人権教育に対する取組み状況を報告し協議を行う。また、人権尊重教育推進校の研究内容の周知にて、人権教育の研究・研修の推進を図る会として年3回実施する。

・人権教育研修会

台東区の地域の実態に即して同和教育の視点を明確にした人権教育の課題について研修する。特に、転入教員・初任者教員は第1回目を必ず受講することとし、台東区的全教員が同和問題に関して理解を深める機会を年5回実施する。

・人権教育指導資料の作成

人権教育上の課題や課題改善に向けた指導資料を指導課で作成し、毎年12月上旬に幼・小・中学校（園）の全教員に向けて配布。人権教育のいっそうの普及・啓発に向けた取組みの一貫として実施している。

・人権教育先進地域視察

当該教員が人権啓発に向けた取組みを視察することで、人権に関する正しい理解と認識を深める。また、区内教員への波及を図り人権教育に資する。

参加教員は、人権尊重教育推進校代表校長と、人権尊重教育推進教員各1名にて構成される。

・全国同和研究大会・全国研究集会

全国人権・同和教育研究大会（香川県）、部落解放研究全国集会（徳島）に指導課より出席し、人権問題や同和問題の実態等について見識を深め、台東区の人権教育や研修会へ反映させる。

(3) 課題

課題 人権教育の「成果の見える化」について

人権教育の取組みの成果は、テストのように数値として表れにくく、取組み自体の評価・改善に終始してしまう傾向がある。

課題 学校の取組みに関する「協議の場」について

人権教育の視点を位置付けた授業や、人権教育を柱とした学校の実践に対する「協議の場」は、より一層授業や取組みの在り方について深めていくにあたって大変有効であるが、現在の人権尊重教育推進校での研究発表会では、研究校から参加者への報告・講師等による講演という構成であるため、質疑応答や意見交換等の協議ができていない。

(4) 今後の取り組み

課題 について

人権尊重教育推進校長会では、人権教育の成果である、人権に関する子どもの感覚、意識、価値観、態度の変容や変化の見取りなどの評価方法について、研究を推進するように指導する。また、人権教育担当者会においても同様に周知し、人権教育の「成果の見える化」を図っていく。

人権尊重教育推進校においては、教育課程編成時に人権教育を通して、目指す子どもの姿を、具体的で明確な言葉にて表現する。また、自校で考案した評価方法により、人権教育の成果を評価することにより、それらのPDCAサイクルを各校園に普及・啓発を行っていく。

課題 について

人権教育研修会では、人権尊重教育推進校において研究授業の場を設定し、その中で、人権教育の視点を位置付けた授業に特化した協議を行う。また、当該校の人権教育推進のための取組みに関する質疑応答を行い、授業や取組みの在り方に対して、全校園の教職員の理解を深めていく。

なお、人権教育の成果に関する評価方法としては、協議の中で挙げられた取組みや教育活動などで顕著なものについては、人権教育指導資料にて周知し、普及・啓発を行っていく。

2 「特別支援教育の振興」

(1) アクションプランの記載内容

学校教育関係、保健福祉関係と連携のもとに、特別支援教育推進協議会を設置し特別支援教育の振興と充実を図る。就学（園）相談・通級相談を通じて、障害のある又はその心配のある幼児・児童・生徒が、個々のニーズに応じた適切な教育が受けられるよう指導・助言を行う。また、障害のある子供たちに対する理解や啓発を行う。

特別支援教育においては、通常学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）等を含む障害のある児童・生徒一人一人に対して、教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う。専門家による巡回相談員の派遣、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流する副籍事業の充実、幼児期から学齢期にスムーズな支援を引き継ぐ就学支援シートの活用を実施している。

(2) 取組み状況

就学相談委員会等開催回数	67回
就学（園）相談件数	46件
通級相談件数（情緒障害等通級指導学級）	88件
巡回相談	41件
副籍事業実施率	26%
就学支援シートを活用した就学相談等児童の割合	78%

(3) 課題

情緒障害等通級指導学級運営

特別支援教育への理解が進み、情緒障害等通級指導学級の児童・生徒は著しく増加傾向にあり、発達障害の児童・生徒への支援が急務になっている。

このため、大正小学校（いたどり学級）は、平成20年度から毎年1学級ずつ増級し、平成22年度には、新たに平成小学校（すずかけ学級）に新設した。現在は合わせて2校8学級である。中学校は、平成19年度に新設して1学級である。

今後も特別支援教育を必要とする幼児・児童・生徒へ適切な教育が受けられるよう指導・助言をするとともに教育環境の整備を行う必要がある。

情緒障害等通級指導学級

通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）等を含む障害のある児童・生徒一人ひとりに対し、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う通級指導学級

情緒障害等通級指導学級数の推移

各年5 / 1現在

年 度	19	20	21	22	23	24	25
大正小	2	3	4	4	4	4	4
平成小	-	-	-	新設1	2	3	4
御徒町台東中	新設1	1	1	1	1	1	1

学級編制基準 1学級 10名

副籍事業の推進

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、間接的な交流(学校便り等の交換)・直接的な交流(学校行事や地域行事等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る。これにより、地域の中で障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を推進していく必要がある。

就学支援シート活用の充実

小学校に入学後、円滑に学校生活を送ることができるよう、特別に支援が必要な児童のために、保護者の希望により作成するものである。就学前機関における(幼稚園・保育園・こども園・療育機関等)における生活の様子や支援の様子を小学校に引き継ぐことができる。学校は、就学支援シートの情報を参考にして「個別の教育支援計画」等に反映している。今後も、小学校において適切な支援が受けられる重要性について、保護者に働きかけるとともに、学校をはじめ関係機関と連携を図り、より一層の活用を充実する必要がある。

(4)今後の取組み

すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する。

(東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画)

小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の児童・生徒に対する支援体制を整備していくため、平成28年度から順次すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置していく。また、3～4校を1つの1ブロックとし、その中に、巡回指導担当教員及び小集団指導を必要とする児童の学習拠点となる拠点校を1校設置していく。

現在、東京都において特別支援教室モデル事業を実施・検証中であり、その動向を注視しながら、対応していく。

平成25年度 教育施策評価シート

施策名	情操教育の充実
------------	---------

1. 現状と課題 (平成24年度末)

【現状】

自然の偉大さや美しさに出会うこと、芸術や文化に触れるなど児童・生徒が直接体験することで、物事への興味・関心を高め理解を深めたり、他者とともに物事に取り組み喜びや達成感を味わったりするなど、日常の学習を通して様々な体験活動に取り組むことは、豊かな情操を養う上で大切なことである。

そのため、本区においては「自然や芸術とふれあう様々な体験活動を通して美しいものに感動する心をはぐくむとともに、本区の豊かな文化芸術とふれあう活動を通して感性を高め、情操をはぐくむ教育を推進する」の考え方のもと、情操をはぐくむ体験活動の充実、音楽・美術教育の充実、文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実などの取り組みを進めている。

学校教育においては、多くの学校で金管バンドやオーケストラ等の音楽活動に取り組むほか、小・中学校音楽鑑賞教室ではオーケストラの観賞機会を、小・中学校連合音楽発表会や小・中学校連合作品展では自分たちの音楽や絵画等の発表・観賞の機会を児童生徒に設けるなど、文化や芸術にふれあう活動を通して情操をはぐくむ教育を推進している。

また、青少年教育においては、演奏や合唱活動を通して青少年の情操と協調の精神を養うことを目的とした「台東区ジュニアオーケストラ」や「上野の森ジュニア合唱団」を設置し、多くの子どもたちが音楽活動に参加して情操をはぐくみ、文化の発展にも寄与している。

【課題】

子どもの心を育てる「情操教育」は、自然や文化・芸術にふれる活動を通して子どもたちの情操を一層高めていくものであり、豊かな情操をはぐくむためには、「本物」を体験することが欠かせない。

学校教育での情操教育を基本として、自然とのふれあいや区内の豊かな文化施設、伝統芸術等にふれる機会を幼児期からさらに充実させていくことが重要である。

また、地域での取り組みの充実を図るとともに、子どもたちに豊かな情操を養う上で重要な役割を担う保護者の方にも家庭において情操をはぐくむ機会を積極的に持っていただくことが必要である。

2. 基本的な考え方と施策の方向 (アクションプランの「基本的な考え方」等)

(学校教育)

自然との触れ合いや音楽活動など情操をはぐくむ活動を充実する。

(家庭・地域)

台東区の豊かな文化や芸術に触れ合う機会を積極的につくる。

(社会教育)

本区の文化・芸術の振興を一層図り、区民の生涯学習活動を支援する。

3. 施策の執行状況 (アクションプランで設定されている事業実績)

分類	事業名	指標	事業実績		
			22年度	23年度	24年度
情操をはぐくむ体験活動の充実	農業体験学習	実施校数 参加児童・生徒数	5校 373人	5校 382人	5校 407
情操をはぐくむ体験活動の充実	台東区自然の村あわ野山荘 (自然の村'あわ野山荘'管理運営)	年間延べ利用人数 利用率	2,487人 22.1%	2,360人 17.9%	1,793人 18.3%
音楽・美術教育の充実(子どもの文化教育の充実)	小・中学校音楽鑑賞教室(小学校音楽鑑賞教室)	鑑賞会開催 参加児童数	0回 0人	2回 1,094人	2回 1,044人
音楽・美術教育の充実(子どもの文化教育の充実)	小・中学校音楽鑑賞教室(中学校音楽鑑賞教室)	開催回数 参加生徒数	0回 0人	1回 776人	1回 781人
音楽・美術教育の充実(子どもの文化教育の充実)	小・中学校連合音楽会(連合発表会(学芸会・音楽会))	発表会開催 参加児童数	1回 815人	1回 716人	1回 769人
音楽・美術教育の充実(子どもの文化教育の充実)	小・中学校連合音楽会(連合音楽発表会)	開催回数 参加者数	1回 500人	1回 500人	1回 500人
音楽・美術教育の充実(子どもの文化教育の充実)	小・中学校連合作品展	参加校 作品展示数	26校 4,000点	26校 4,000点	26校 4,000点
音楽・美術教育の充実(子どもの文化教育の充実)	小学校演劇鑑賞教室	鑑賞会開催 参加児童	2回 1,018人	2回 1,130人	2回 1,085
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	幼稚園・保育園における絵本コーナーの支援 (幼稚園図書環境整備)	区立幼稚園数 1園あたり図書購入数	11園 109冊	11園 115冊	11園 104冊
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	幼稚園・保育園における絵本コーナーの支援 (保育所における読書活動の推進)	購入図書数	-	-	412冊
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	映画会・おはなし会などの実施 (子どもの読書活動推進)	おはなし会等行事回数 子どもとしよつ入館者数 子どもとしよつ貸出冊数	228回 197,292人 289,176冊	174回 180,199人 253,153冊	236回 173,334人 257,954冊
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	AVライブラリーの充実(AVライブラリー)	受入点数 蔵書冊数 入館者数 貸出点数	1,556点 43,560冊 236,379人 316,978点	1,342点 38,537冊 190,947人 280,176点	1,664点 38,176冊 166,531人 270,614点
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	台東区ジュニアオーケストラ	団員の練習回数 主催・招待演奏会 団員の練習出席率 観客総数	67回 4回 74% 2,943人	69回 7回 76% 3,241人	67回 5回 76% 2,984人
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	上野の森ジュニア合唱団	主催演奏会開催数 招待・訪問演奏会開催回数 団員の練習出席率 観客総数	3回 3回 84% 1,254人	4回 5回 81% 1,159人	4回 6回 80% 1,276人
文化・芸術の振興及び文化・芸術に触れる機会の充実	いきいき台東っ子応援団	実施回数 延派連人数 延参加者数	103回 163人 7,014人	100回 168人 7,507人	173人 7,199人

4. 事務事業評価の結果 (アクションプランを構成する事業に係る「事務事業評価」の結果)

事業名称	必要性	効率性	手段の適切性	目的達成度	方向性の	24年度 決算額 (千円)	24年度 事務事業 コスト (千円)	24年度 事務事業 コスト割合 (%)
農業体験学習	3	3	3	4	維持	3,418	4,668	3.8%
台東区自然の村あわ野山荘(自然の村「あわ野山荘」管理運営)	3	2	2	2	改善	20,478	25,477	20.6%
小・中学校音楽鑑賞教室(小学校音楽鑑賞教室)	3	3	3	4	維持	1,973	2,224	1.8%
小・中学校音楽鑑賞教室(中学校音楽鑑賞教室)	3	3	3	3	維持	1,030	1,198	1.0%
小・中学校連合音楽会(連合発表会(学芸会・音楽会))	3	3	3	4	維持	420	588	0.5%
小・中学校連合音楽会(連合音楽発表会)	3	3	3	4	維持	307	474	0.4%
小・中学校連合作品展	3	3	4	4	維持	709	876	0.7%
小学校演劇鑑賞教室	3	3	4	4	維持	3,729	3,979	3.2%
幼稚園・保育園における絵本コーナーの支援(幼稚園図書環境整備)	4	3	3	3	維持	1,638	2,388	1.9%
幼稚園・保育園における絵本コーナーの支援(保育所における読書活動の推進)	4	3	4	4	維持	(525,219)	(1,825,917)	-
映画会・おはなし会などの実施(子どもの読書活動推進)	3	3	3	3	維持	4,203	28,361	23.0%
AVライブラリーの充実(AVライブラリー)	3	3	3	3	維持	6,635	18,715	15.1%
台東区ジュニアオーケストラ	3	3	4	3	維持	15,188	19,354	15.7%
上野の森ジュニア合唱団	3	3	3	3	維持	9,573	13,738	11.1%
いきいき台東っ子応援団	4	3	4	4	維持	694	1,526	1.2%
合 計						69,995	123,566	100%

5. 執行状況の評価

評価の視点	評価	課題等
事務事業の実績は順調に推移しているか。	A A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	農業体験は、自分たちが栽培した作物を収穫する喜びを体得し、勤労の尊さを学ぶことで人間性豊かな児童生徒の育成に寄与している。 小・中学校の音楽鑑賞教室は、オーケストラの演奏を鑑賞する機会を通して、本物の芸術に触れることにより、児童・生徒の情操教育の充実へ貢献している。各学校の教育課程に位置付けられており、教育上効果があがっている。 いきいき台東っ子応援団は、様々な分野に秀でた地域に貢献したい方々の力を借りて、子どもたちに豊かな体験を提供できている。
事務事業の効率性やコストに改善の余地はないか。	A A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	AVライブラリーについては、計画的に資料を選定し購入しているほか、蔵書の構成に配慮しながら寄贈なども受け入れていくことで、資料の充実を図っている。 台東区ジュニアオーケストラや上野の森ジュニア合唱団は、団員の保護者の積極的な協力もあり、運営経費の支出を縮減することができている。
事務事業の執行体制上(組織・人員)の課題は無いか。	A A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	小・中学校の連合作品展は、作品展の計画段階、実施段階ともに計画的に実施しており、会場規模から考慮される十分な作品数の参加も確保することができている。 映画会やおはなし会、小学校の演劇鑑賞教室などについては、限られた人員の中で効率的に事業を実施できるよう努めており、概ね順調に執行できている。

6. 総合評価 (上記5の ~ に基づいた総合評価)

A	各事業とも、自然とふれあう農業体験学習をはじめ、音楽鑑賞教室や連合音楽会など、子どもたちが参加してふれあう「体験活動」を充実しており、表現力や想像力の向上に寄与している。また、台東区自然の村あわの山荘のように、利用人数の減少や人員の確保に課題を抱えている事業もあるが、施策の執行状況は概ね順調に推移している。
A 順調である B 一部課題がある C 課題がある	

7. 今後の方向性

小学校演劇鑑賞教室については、伝統文化を深く理解するために、演劇鑑賞教室担当校長を中心に、教員数名からなる運営委員会を発足させ、実施に向けた検討を行う。

幼稚園等の絵本コーナーの支援については、絵本や図鑑などビジュアル的な図書が多く、使用頻度も高いため経年保存が難しい。そのため、今後も園児数に見合う必要量の図書を継続的に整備していく。また、保育所においては、乳幼児期に読ませたい絵本等の配備を計画的に行うため、25年度から行政計画事業と位置付け、予算を増額し図書の充実を図る。

台東区自然の村あわ野山荘については、これまで以上に施設のPRを進めるとともに、サービスの向上や、鹿沼市と連携した事業を検討するなど利用促進を図りながら、効率的な運営について検討する。

いきいき台東っ子応援団については、参加者である子どもたちやその保護者の満足度が高く、子どもたちの情操の育成に良い影響を与えているため、引き続き活動を継続できるよう、団員の募集について工夫し、団員数の確保、拡大に努めていく。

< 情操教育の充実の主な事業の取組み >

1 「映画会・おはなし会などの実施（子ども読書活動推進）」

(1) アクションプランの記載内容

区立各図書館の子ども室などで定期的に、映画会・おはなし会・人形劇などを開催し、子どもの情操教育の充実に努めるとともに本にふれるきっかけとし、図書館の利用促進につなげる。

(2) 取組み状況

各図書館において、一年を通じて様々な行事を行っている。また、1か月ごとにテーマを設け特集を行うなど、子どもが本を通じて様々な考え方や知識に触れることができる環境づくりに取り組んでいる。

行 事	中 央		根 岸		石 浜		合 計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
おはなし会	116	3,245	-	-	-	-	116	3,245
映画会	2	462	4	273	6	335	12	1,070
えいがとおはなし会	-	-	16	1,138	14	587	30	1,725
おりがみとおはなし	-	-	-	-	-	-	-	-
人形劇	6	998	2	152	2	255	10	1,405
図書館見学	12	308	1	13	-	-	13	321
職場体験	3	7	1	4	-	-	4	11
科学・工作あそび	-	-	2	70	2	22	4	92
訪問ブックトーク	2	55	-	-	1	34	3	89
おしごとインタビュー	-	-	-	-	1	6	1	6
合 計	141	5,075	26	1,650	26	1,239	193	7,964

(注) 浅草橋分室、くらまえオレンジ図書館、すこやかとしょじつ、東浅草なかよし図書館の行事は中央に含む

あかちゃんえほんタイム

会 場	開催回数	受講組数
中央図書館	12	76組
浅草橋分室	1	5組
根岸図書館	2	12組
石浜図書館	3	7組
すこやかとしょじつ	3	29組
台東子ども家庭支援センター	6	50組
日本堤子ども家庭支援センター	4	32組
寿子ども家庭支援センター	4	34組
合 計	35	245組

(3) 課題

3館合わせ年間で約200回の事業を行っており、繰り返し来館しても楽しめる図書館づくりができています。その一方で、乳幼児向けの事業が少ないという課題がある。あかちゃんえほんタイムに参加するために、はじめて図書館を利用する保護者も多く、その後の日常的な利用につなげる工夫が必要である。

(4) 今後の取組み

子どもはその発達段階に応じ、求める本が異なる。そのため、対象年齢ごとのニーズを正確に把握し、それぞれの年齢にとって適切な取組みを行う必要がある。

- ・乳幼児に対しては、絵本を読むだけでなく、わらべ歌の紹介など親子で共に楽しみ、触れ合える時間を提供していく。
- ・幼児期は「絵本を読んでもらう」時期であり、保護者の意識が子どもの読書体験に大きな影響を与える。しかしながら、子どもにどのような本を読んであげればよいのか悩んでいる保護者も多い。おはなし会などで積極的に利用者とコミュニケーションをとることで、そのような個々の疑問にきめ細やかに対応していく。
- ・おはなし会だけでなく、映画会・人形劇や工作会等のイベントにより、普段本をあまり読まない子どもに対しても積極的に働きかけていく。
イベントでは、子どもが自然と本に興味を持つよう展示装飾を工夫する。

2 「台東区ジュニアオーケストラ及び上野の森ジュニア合唱団」

(1) アクションプランの記載内容

「台東区ジュニアオーケストラ」

義務教育で進められている音楽教育を動機付けの段階で終わらせることなく更に普及させ、演奏活動を通じて青少年の情操と協調性を養うことを推進する。

- 練習 定期練習（毎週土曜日）
日曜練習（第3日曜日）
強化練習（夏冬春季休業日）
夏季合宿3泊4日
- 演奏会 ファミリーコンサート、ホームコンサート、
巡回演奏会（小学校、地域コミュニティー）

「上野の森ジュニア合唱団」

義務教育で進められている音楽教育を動機付けの段階で終わらせることなく更に普及させ、合唱活動を通じて青少年の情操と協調性を養うことに重きを置き、組織的教育活動を推進する。

- 練習 定期練習（水曜日と土曜日）
強化練習（夏冬春季休業日）
- 演奏会 定期演奏会、ミニコンサート他、
特別演奏会（訪問、合唱コンクール）

(2) 取組み状況

「台東区ジュニアオーケストラ」

団員構成 総人員184名（平成25年3月31日現在）

ア．団員（小学校4年～高校3年） 143名

イ．養成教室生（小学校4年～小学校6年） 7名

ウ．初級教室生（小学校3年～小学校6年） 10名

エ．アンサンブル部員（大学生年代） 24名

練習

ア．団員 年間71日（定期：37日、日曜：12日、強化：18日、合宿：4日）

イ．養成教室生 年間44日

ウ．初級教室生 年間44日

エ．アンサンブル部員 年間46日

演奏会

演奏会名	期 日	入場者数
第 5 1 回巡回演奏会	平成 2 4 年 7 月 1 日	4 1 6 名
第 3 2 回定期演奏会	平成 2 4 年 9 月 2 日	8 4 4 名
アンサンブル部第 2 6 回定期演奏会	平成 2 4 年 1 0 月 2 1 日	2 7 5 名
ホームコンサート	平成 2 4 年 1 2 月 2 2 日	5 0 9 名
第 3 0 回ファミリーコンサート	平成 2 5 年 3 月 3 1 日	9 4 0 名

「上野の森ジュニア合唱団」

団員構成 総人員 6 1 名 (平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在)

ア . 団 員 (小学校 3 年 ~ 高校 3 年) 3 9 名

イ . 準 団 員 (小学校 2 年 ~ 小学校 4 年) 2 2 名

練 習

ア . 団 員 年間 9 2 日 (定期 : 7 8 日、強化 : 1 0 日、合宿 : 4 日)

イ . 準 団 員 年間 2 5 日

演奏会 * 特別演奏会除く

演奏会名	期 日	入場者数
公開練習	平成 2 4 年 6 月 9 日	2 2 7 名
第 2 3 回演奏会	平成 2 4 年 9 月 9 日	3 1 9 名
ウィンターコンサート	平成 2 4 年 1 2 月 2 3 日	4 2 5 名
ミニコンサート	平成 2 5 年 3 月 2 4 日	3 0 5 名

(3) 課題

音楽を通して様々な年代での交流が図れる場として、また青少年が学校以外で自主的に活動できる場として、概ね事業は順調であり、特段の問題点や課題点はない。

(4) 今後の取組み

事業は概ね順調に推移しているため、現状を維持するとともに、平成 2 7 年度に台東区ジュニアオーケストラは 3 5 周年、上野の森ジュニア合唱団は 2 5 周年を迎えるため、それに向けて準備をしていく。

7 学識経験者による意見

辰野 千壽（筑波大学名誉教授）

【人権尊重の意識・態度の育成】

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目指す教育であるが、人権教育の基礎は、他者の心身の苦痛を感じ、他者を気づかう思いやりの心を養うことである。気配りの発達には、まず自分に対する関心、心づかい、責任感をもち、次に自分のグループ内の人に対する関心、心づかい、責任感をもち、さらにすべての人に対する関心、心づかい、責任感をもちという課程を辿る。教育では、この発達を考えて適切な指導を行うことが必要である。

- ・ アクションプランでは、きめ細かい配慮がなされ、その実現に向かって広範囲にわたる施策が行われている。
- ・ 人権教育推進のための施策はよく計画され、実施されている。その成果の評価は、領域によっては難しいものもあるが、できるだけエビデンスに基づく評価が望まれる。
- ・ 人権教育推進では、教師自身の理解を深めることが大事であり、そのため各種の研修会が行われているが、その成果の評価はどのように行われているか。
- ・ 施策実施の際にみられる問題点を、教師の指導に即して具体的に示すことができれば、さらに一層、指導の改善に役立つであろう。
- ・ 特別支援教育で、通常学級に在籍するLD、ADHDの指導上の問題点は何か、それに対する施策の効果はどうか。
- ・ 教育相談の充実はよく行われているが、スクールカウンセラーは十分に活用されているか、例えば、不登校や学業不振、いじめの問題などに対し、現在の体制で十分に対応できるか。

【情操教育の充実】

情操は真・善・美・聖の価値を認める比較的静かで持続的な感情であり、その価値の種類により論理的情操（知的情操）、道徳的情操、美的情操、宗教的情操に分けられる。情操教育では、子どもが主体的に活動に取り組み、そこで感動する機会を生かすことが大事である。さらにその感動を積極的に認め、共有する大人や仲間の存在が大事である。

- ・ 各事業とも計画的に行われており、効果を上げているが、成果の評価は参加人数の他、どのような指標を用いているか、具体的な記述があれば、一層

理解しやすい。

- ・ 農業体験学習は、事前の準備や実施、事後の整理にかなりの負担がかかるが、よく成果を上げている。
- ・ 音楽関係の事業は、地域の恵まれた環境の中で、さすがに充実し、効果を上げている。
- ・ 小・中連合の発表会・作品展は、他校との交流を深め、相互に比較し、向上意欲が高まるよい機会である。
- ・ 演劇鑑賞教室で、能や狂言を鑑賞することは、児童期から伝統文化を学ぶよい手掛かりを与えることになるが、子どもの理解、受けとめ方はどうだろうか。
- ・ 幼稚園・保育所図書環境整備により、幼児期に優れた書物に接することは、その後の読書活動に影響するので一層の充実を期待する。
- ・ AVライブラリーは、図書館の発展であり、生涯学習にとって重要な役割を果たす。一層の充実を期待する。
- ・ いきいき応援団の活動は、特技を生かす特色のある交流事業として効果があり、一層の充実を期待する。

浦井 正明（寛永寺長藤）

【人権尊重の意識・態度の育成】

- ・ 全体を通じて目配りのきいた施策であり、それぞれがよく実行されているといえる。
- ・ 人権については、何よりも教職員、児童、生徒共に個人個人にかえて、まず生命（いのち）の尊さを自覚することから始めなければならない。
- ・ そこから自ずと他人の生命の尊重というものから生まれてくると思う。人権という意識はここから始めるのが最も効果的であり、理解もしやすい。それが、台東区の「アクションプラン」にいう「互いにかげがえのない人間として尊重、信頼し合う社会」の実現につながると思う。
- ・ 「国際理解重点教育」についてもよく運営されていると思う。ただ、本来の国際理解という点からすれば生徒が訪問国についての予備知識を学ぶこと（歴史、文化、慣習など）は勿論大切なことではあるが、同時に自国（日本）の歴史や文化、伝統などの概略を弁えていくことが大切である。彼の国の人々にとっては自国のことはあたり前であるが、はるばる訪ねて来てくれた日本の生徒たちの生活や歴史、文化についての関心が大きいわけである。
- ・ 私の教育委員長としての数回に亘る使節団引率の経験からすると、参加生徒は必ず驚く程の成長を遂げる。出発時の幼い生徒が、帰途には堂々とたく

ましくなって帰国し、生徒会長に立候補したりする。この一事を見ても、この使節団が如何に成果をあげているかがわかる。

【情操教育の充実】

- ・ 「台東区ジュニアオーケストラ」や「上野の森ジュニア合唱団」の存在は発足以来着々と成果を上げ、受け継がれてきた。その足跡は高く評価されるべきである。近づく、35周年、25周年に向かっていよいよの発展を心から期待したい。
- ・ 芸術、文化へのアプローチとして、東京芸術大学との提携や、同大の新奏楽堂という画期的な音楽ホールの使用というかけがえのない実質教育は何にも勝る価値がある。こうしたステージでの生の演奏がきけ、自らも演奏できる機会などは一般には考えられないものである。
- ・ このことは狂言や能の舞台を直接見ることが出来る点でも同じである。個々の人にとって、理解の程度には格差はあるだろうが、将来を見据えて考えれば、この経験は決して無駄になることはないだろう。
- ・ 歴史や文化、芸術を学ぶのに台東区程恵まれた所はない。上野に在る稠密（ちゅうみつ）ともいえる施設は既に活用されているが、現場での教育にもっと生かしていくべきである。優れた所蔵品を前にして、学芸員から実地指導を受けることは極めて有意義なことである。その時の受け入れには格差があるだろうが、その経験は何時の日か生きてくるだろう。「百聞は一見に如かず」である。これは私自身の経験からも確信をもっていえることである。

有村 久春（帝京科学大学教授）

【人権尊重の意識・態度の育成】

- ・ この課題を考えるとき、まず＜人権をどう理解するか＞を見直したい。法的な理解からすると、例えば、日本国憲法の第3章に「国民の権利及び義務」として明確にしていることを踏まえたい。この記述を簡潔に表現すれば、＜すべての人間が生まれながらにして持っている基本的な権利＞ということであろう。ここに教育において人権を考える基盤がある。一見当たり前ともいえるこの考え方を教育施策のベースにしたい。また、政府の見解である「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」（「人権教育・啓発に関する基本計画」平成14年3月閣議決定）とする記述にも注目したい。
- ・ その推進にあっては、まず人権の知的理解を深め、子ども一人一人が人権

感覚を身に付けるよう指導の充実を図る。また、子どもがその発達段階に応じて、自らの人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、＜自分の大切さとともに他の人の大切さを認める＞ことができるように指導援助する。この認識が、様々な教育行政施策や各学校等における子ども個々の学習活動等において具体的な態度や行動として表出することが重要である。（参照：「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ／平成20年3月：文部科学省、台東区の評価シートの【課題】）

- ・ 台東区では、これらの基本を十分に踏まえ、学校教育と家庭・地域および社会教育の場においてその全体を通じて人権教育の推進を行っている。その基本的な考え方として、人権課題への正しい理解、そこにかかわる人々（子どもたち、保護者、区民など）の人権感覚の向上を図る具体的な施策を執行している。この基本的な方向性は法的な理解からもまた人権教育の在り方からも、学校教育を中心にした的確な事業計画と実施状況であるといえる。評価シートに記される各施策の執行状況が適切に運営され、年度ごとに安定したしかも充実した成果をみることができる。
- ・ とくに、人権尊重教育推進校の地道な研究活動にみる成果に期待したい。ここ2・3年の実績で、研修会開催回数（20数回）や研究発表会参加者数（350人前後）などが安定していること、また人権教育研修会の回数も年度ごとに増加傾向にあり（22年度7回、23年度10回、24年度15回）、その充実が見られるところである。ただ、それらに比して、参加者数がやや減少傾向にあることが気がりである。研修の内容や企画運営の在り方（開催時期やPRの仕方など）、教職員への人権感覚の啓発など実質的効果のあり様を抜本的に検討する必要もあろう。万一、これらに何らかの欠落や不備がみられることがあると、あってはならない「いじめ」や「体罰」の問題、さらには教員間（職場）でのハラスメントなどの事態が起きうることが予見されるであろう。教育環境が安定し「学びのキャンパス台東」を具現化する台東区にあって＜決して無縁ではない＞との自覚をもつとともに、教育委員会と各学校および保護者・地域社会が一体となって、日々これらの未然防止（こころ豊かな教育の実践）に努力と研鑽を継続されんことを期待する。
- ・ 一つの考え方ではあるが、今後の方向性として本評価の課題である「人権尊重の意識・態度の形成」の分類を、「人権教育の推進」から以下「特別支援教育の推進」や「国際理解・・・」とする枠組みのままでよいのか、再検討を要すると思う。端的に言えば、それらの項目で、「国際理解教育の推進」と「教育相談の充実」は人権教育に十分に連関するものと、それとは分類を独立させて、グローバル化社会に応じた施策、また教育相談事業や各学校の生徒指導に応じた施策などとは区別することも考えたい。「人権尊重

の・・・」の課題の中に、多くの課題内容が混在しているように思う。

【情操教育の充実】

- ・ 情操教育の各施策は、台東区の教育の中心をなす課題であると思う。台東区は、日本はもとより世界にも誇れる文化や伝統を有し、それらを日々身近に享受する環境と場面に恵まれている。まさに「学びのキャンパス台東」の具現化そのものがこの情操教育の一つ一つにあると思う。何よりも台東区のすべての区民のこころと精神にある伝統としての「人情」や人と人とのかかわりをうながす「にぎわい」を共有する文化を教育活動に活かしたい。
- ・ とくに、小中学校の音楽鑑賞教室の充実を図りたい。現状では年間1・2回の開催であるが、上記の特性を生かして更なる充実・発展を可能にしたい。実施規模やその内容は各学校の実情に応じて工夫する必要があるが、各学校が企画運営する音楽や美術に関する鑑賞および創作活動等の推進とその援助（とくに財政的な面）を行うようにしたい。各学校も区内の文化施設や人材等の活用を積極的に図り、子どもたちの情操教育のより一層の充実に資したい。
- ・ 農業体験学習の施策も、ここ数年の実施校が5校程度に固定化している現状であろう。台東区に生活する子どもたちが地元で農業体験をすることは極めて困難であろう。それゆえにこの事業の意義であろう。これまでの5校の実践を各小中学校にPR（成果報告会など）し、未実施の学校が実施できるように指導援助したい。各学校の自主性を尊重しつつ、教育委員会がその積極的な実施を後押ししたい。できれば区のすべての学校が実施する方向性を考えたい。これとあわせて、「あわ野山荘」の利用率が20%を下回っていることが気付きである。担当課も改善の方向を検討しているので、ぜひ各学校や区民の意識調査等を実施して利用率アップの具体策を探ることを求めたい。この施設の利用を通して、台東区の子どもたちに自然の中から学ぶことの大切さを感じてほしい。ここには、人としての精神を鍛える情操教育の基本（原点）があるように思う。
- ・ また、映画会・おはなし会、ジュニアオーケストラ、ジュニア合唱団、応援団などの事業運営も安定した展開をなしている。さらなる充実と発展を願うところである。これらの事業は、そこに参画する子どもたちに自らの個性や特技を発揮するまたとない機会であると思う。その意味で、これからの方向性として物心両面の指導援助を重視したい。この営みには、子ども個々の精神に「台東区に住み、ここで学ぶ喜び」を十分に味わう<いきいき台東っ子>の存在が培われているように思う。

【人権尊重の意識・態度の育成】

1．施策の構造的な企画・実施・評価の重要性

- ・ 人権に関わる施策については、人権問題を正しく理解するという意識や理解の問題と啓発された理解や意識を元に、具体的かつ適正に施策を実施しなければならない問題という構造的な施策のとらえ方が重要である。
- ・ 本区では、施策を「意識・態度の育成」ととらえ、まずは、人権問題を「正しく理解すること」を目指し、さまざまな研修会の実施を積極的に推進している。
- ・ 研修会の回数や参加人数に関しては、ここ数年の間は、継続的に推移して来ており、特に緊急に改善すべき問題点などは無いものと判断できる。
- ・ 今後は、施策の目的や目標に照らして、成果の「見える化」を工夫して、評価機能の充実と区民にとってわかりやすい説明責任の果たし方などを改善していくことが課題ではないだろうか。

2．人権教育の組織的な推進

- ・ 人権教育推進校校長会の開催及び人権教育担当者会の実施を計画的に推進し、それを基礎に、研修会を着実に実施している。特に、転入教員・初任者教員への研修の徹底は、本区の施策を理解し、充実する上で、非常に重要なものと判断できる。
- ・ 指導資料作成、先進地域視察、各種研究会等への参加は、施策の普及・啓発に有益であり、その成果を人権教育や研修会に積極的に反映させることは一層の質的向上に結びつくものと考えられる。
- ・ 今後は、取組を区全体のものとして普及させ、教育活動全体の中で、深化させていく支援と教職員の主体的な関わりを期待している。

3．特別支援教育のきめ細かな推進

- ・ 組織的取組と、多様化するニーズに適切に教育的支援を実施することなどが着実に前進している。今後は、通常の学級に在籍している児童生徒の個別の状況を適正に判断し、保護者への支援も含めて、指導・助言・相談機能の充実と教育環境の整備をきめ細かく展開し、その成果や課題の検証も進めていくべきである。

4．国際理解教育の推進と質量共の充実

- ・ 人権尊重は多文化共生教育とも結びついている。日頃の教育活動全体の中で推進すると同時に、ALT制度の活用、海外派遣、英語活動の充実など、多

面的に施策を実施する意義は大きい。今後は、質量共に充実させると同時に、その成果を普及させ、グローバル化する社会の変化に積極的に対応できる児童生徒の育成を目指して欲しい。

5．教育相談の充実と関係者間の連携

- ・ 多様な教育相談活動が提供され、徐々に充実してきている。ニーズの掘り起こしと個々の相談活動の充実も実績などのデータから確認することができる。今後は相談員の資質向上と総合的な相談機能の充実が課題であり、そのためにも、スクールソーシャルワーカーの設置やスクールカウンセラーの連携強化が重要である。

6．総合的な施策の企画・実施・評価の充実

- ・ おおむね、人権尊重教育の意識・態度の育成は適切に行われている。人権問題への教育の関わりは、体系的、総合的、持続的に実施されることが重要である。
- ・ 人権尊重教育は、学校教育等を通じて、児童生徒に積極的に実施されると同時に、地域全体で人権を尊重し、全ての世代が連携・協働して充実させることが重要である。引き続き、施策の充実を期待する。

【情操教育の充実】

1．環境整備と多様な機会の保障

- ・ 情操教育の充実には、そのための環境整備が重要である。本区は、日本で最も充実した情操教育環境が整備されている自治体の1つと言える。関係諸機関と連携し、一層の充実が求められる。
- ・ 教育施策としては、充実している環境を具体的にどのように活用するかが課題である。これまで本区では、体験活動、音楽・美術教育、文化・芸術などに触れる機会の確保など、他区にはない多様で児童生徒が積極的に関わることが出来る施策を推進し、めざましい成果を挙げている。
- ・ 今後は、量的な機会の保障と同時に、質を向上させ、幅広く教育活動への広がりや深化を目指すことが重要である。
- ・ 児童生徒の一層の自主的な参加を促し、行政や教職員が積極的に関与し、専門家の支援を組織的に受け止め、施策を企画・実施することなどを期待する。

2．体験活動の整備・充実

- ・ 農業体験は、参加児童生徒数も安定的に増加しており、活動の多様化などを工夫した上で、その成果を区内の他校にも更に拡大していくことを期待す

る。

- ・ あわ野山荘の利用・活用は安全性を確保した上で、PR 活動の充実と施設を利用した魅力ある活動の開発などに一工夫する必要がある。

3 . 音楽・美術教育の整備と充実

- ・ 本区の恵まれた環境を活かし、積極的に音楽・美術教育に取り組んでおり、その成果も素晴らしいものである。
- ・ 今後は、鑑賞の機会を更に増やし、その内容を充実させ、成果を「見える化」する工夫を積み重ねていけば、ますます充実し、満足度も向上させることが期待できる。
- ・ 音楽や美術に主体的に関わり、自らも演奏者、制作者などとして活躍する機会を充実させ、早期からの能力開発や支援・指導の充実も必要である。そのためには、指導者の研修や連携も重要である。

4 . 豊かな文化・芸術に触れる機会の充実

- ・ 本区にある豊かな文化・芸術に触れる機会がいろいろと用意され、児童生徒にとっては、理想的な環境が整備され、活動が提供されているといえる。
- ・ 他区や他府県の児童生徒にとっては、非常に羨ましい環境である。そうした利点を活かし、成果を広く区外にも広め、本区の教育的成果を紹介していくことも期待される。
- ・ 将来に目を向ければ、児童生徒自身が本区の豊かな芸術・文化資源を守り、維持管理や PR に積極的に取り組める人材となることも本区の教育関係者の使命である。地域の豊かな環境を誇りに思い、大切にする若者を育成していくことを望む。

平成24年度 教育委員会の活動状況

平成24年度の教育委員会の活動については、教育委員会定例会・臨時会、学校・園への行事等の出席、区内各種団体の行事等への出席及び視察・研修などの活動を行ないました。

1 教育委員会委員

(平成25年3月31日現在)

役職	氏名	委員任期
委員長	末 廣 照 純	平成22年12月25日から 平成26年12月24日まで
委員長職務代理者	樋 口 清 秀	平成23年10月 8日から 平成27年10月 7日まで
委員	前 田 烈	平成21年12月18日から 平成25年12月17日まで
委員	高 森 大 乗	平成24年10月 8日から 平成28年10月 7日まで
教育長	和 田 人 志	平成24年10月 8日から 平成28年10月 7日まで

2 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、毎月1回開催する定例会と、必要に応じて開催する臨時会があり、教育に関する様々な議案について検討し議決を行うとともに、重要事項について事務局より協議及び報告を受けています。

(1) 会議の回数

- ・ 定例会 12回
- ・ 臨時会 3回

(2) 議案審議等の付議状況

- ・ 議案審議 22件
- ・ 協議事項 73件
- ・ 報告事項 125件

(3) 議案審議の状況等

- | | |
|----------------------|-----|
| ・ 議会提出議案に対する意見 | 12件 |
| ・ 教育委員会規則及び規程の制定及び改廃 | 4件 |
| ・ 職員の人事に関すること | 1件 |
| ・ 教科書の採択に関すること | 2件 |
| ・ その他 | 3件 |

3 その他の教育委員会委員の主な活動

(1) 区立小・中学校・幼稚園、こども園、保育園関係

卒業式、式典、運動会、陸上大会、各種学校行事等への出席

(2) 区内各種団体等の行事関係

各種団体等が開催する大会、式典等への出席

(3) 視察・研修等

平成24年度教育施策連絡会（東京都教育庁主催）

〔内 容〕

- ・ 平成24年度の教育行政について
- ・ 平成24年度教育施策の概要について

出前教育委員会

〔内 容〕

- ・ 教育委員が学校・園に出向き、施設状況や運営状況を直接、把握するとともに教育委員会の施策・考え方・取り組みについて教職員と意見交換を実施

- ・ 平成24年度は、黒門小学校・蔵前小学校・玉姫保育園にて実施
第2ブロック教育委員会協議会（台東区、北区、荒川区、文京区）

〔内 容〕

- ・ 各区教育委員会の重点事業等意見交換（台東区にて開催）

平成 2 5 年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報 告 書
(平成 2 4 年度対象)

編集・発行 台東区教育委員会
〒110-8615 東京都台東区東上野 4 - 5 - 6
電話 03-5246-1402 / FAX 03-5246-1409
メールアドレス : syomu-ed@city.taito.tokyo.jp